

## スポーツ用具・ユニフォームに関する規程

一般社団法人日本デフバドミントン協会が指定した、強化指定選手及び強化スタッフが使用する、スポーツ用具・ユニフォームについて、次の通り規程を定める。

### 1、スポーツ用具・ユニフォーム

本規程においてスポーツ用具・ユニフォームとは、ラケットバック、リュック、ジャージ上下、ゲームウェア上下、Tシャツ等の5点を総称したものをいう。

### 2、着用規定

- (1) 強化指定選手及び強化スタッフに任命された者は、その自覚と誇りを持ってユニフォームを着用すること。
- (2) 原則、ユニフォームは協会が派遣及び主催する合宿のみ着用を認める。
- (3) 上記以外で着用する場合については、必ず事前に強化委員会へ問合せること。

### 3、保 管

強化指定選手及び強化スタッフは、スポーツ用具・ユニフォームを常に清潔保つよう心掛けること。

### 4、禁止事項

- (1) スポーツ用具・ユニフォームは第三者に譲渡、貸与ならび売却をしてはならない。
- (2) 協会が承諾する以外の商標及びマーク等を、公式ユニフォームに付けてはならない。
- (3) 強化指定選手は、協会の事前承認なく第三者等の商業目的宣伝活動にユニフォームを着用して出演ならびに協力してはならない。

### 5、届出義務

スポーツ用具・ユニフォームを紛失、盗難または破損した場合を速やかに強化委員会にその旨を知らせること。

### 6、その他

本規程に定めのない事項については、強化委員会で審議し、理事会が決定する。

### 7、附 則

この規程は2019年2月4日より施行する。